

事務所通信

消費税インボイス制度特集号

令和5年10月いよいよスタート!

全社員で
情報共有!

仕入インボイスを (請求書・領収書等) 受け取るときの注意点



※本冊子では、仕入インボイス（3頁参照）を受け取る際の対応の流れと、中でも特に重要な記載要件等や現場で直面する様々なケースについて解説しています。

I どうする？ 仕入インボイスを受け取る際の対応



当社は消費税の課税事業者（本則課税）ですが、10月以降に受け取る請求書や領収書等について気をつけることはありますか？



仕入税額控除の要件を満たすため、受け取った請求書等がインボイスかどうか、個別に確認する必要があります。

1. 仕入インボイスは全社員に関係する

営業担当者が取引先への手土産を購入した際のレシート、総務担当者が備品購入のために行ったクレジットカード取引、経理担当者が毎月受け取る請求書……。

このように、令和5年10月1日以降は日常の業務において、支払いに関わる全ての社員が仕入インボイスを受け取る可能性があります。

2. どのようなことを準備すればいいの？

取引先から受け取る請求書や領収書等（仕入インボイス）への対応について、10月の制度開始までに次のような準備を行い、全社員に周知するようにしましょう。

仕入インボイスの受け取り対応フロー ～10月の制度開始までに準備が必要～

① 取引先から受け取っている書類の確認

自社の商流に沿って、受け取っている書類を確認します。

ポイント

- 消費税を確認している書類・仕訳入力の際に原票として使用している書類を確認する。

※商流に沿って受け取っている一般的な書類
見積書→注文請書→納品書
→請求書→領収書

誰がどのような書類を受け取っているか再確認しよう。



② 取引先がインボイスを発行するかどうかの確認

取引先が適格請求書発行事業者かどうかを確認します。

ポイント

- 取引先に自社の登録番号を通知すると同時に取引先の登録番号を確認する文書を発信する。
- 国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで検索する。
- 既に確認済みの取引先でも仕訳の発生タイミングで再度確認する。等

TKCの自計化システムには適格請求書発行事業者かどうか確認できる機能があります。



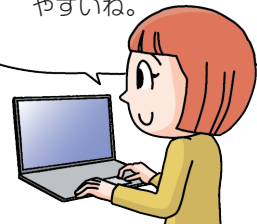
③ インボイスとする書類の確認

取引先と事前に相談し、インボイスとする書類を確定します。

ポイント

- 納品書や請求書など1つの書類でインボイスまたは簡易インボイスの記載事項が満たされているか確認する。
- 複数の書類全体で記載事項を満たしているか確認する。

1種類の書類をインボイスとして取り扱うようにするとわかりやすいね。





そもそも“仕入インボイス”ってなに？

本冊子では、取引先（適格請求書発行事業者）が発行した課税仕入れにかかるインボイス（請求書・領収書等）のことを仕入インボイスと呼んでいます。

■ 仕入インボイスの保存は、買手側の義務

令和5年10月1日から消費税インボイス制度が導入されると、買手側は、売手側（適格請求書発行事業者）が発行したインボイスを保存しないと、原則、仕入税額控除ができなくなります。



経過措置等を確認して、適切な対応を

下記の経過措置等に配慮する必要があります。自社にとって適切な対策を講じましょう。

	当初3年間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	次の3年間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	令和11年10月1日～
(1) 免税事業者等からの課税仕入れ	80%控除可能	50%控除可能	0%控除
(2) 返還インボイス交付義務免除	売上げに係る対価の返還等が税込1万円未満は返還インボイス不要 ※恒久措置		
(3) 中小事業者等 ^(注1) に対する事務負担の軽減措置	税込1万円未満の課税仕入れはインボイス不要 ※インボイス制度の施行から6年間		—
(4) 小規模事業者に対する納税額に係る軽減措置 ^(注2)	売上税額の2割に軽減	—	—

(注1) 基準期間（個人事業者ではその年の前々年、法人では原則その事業年度の前々事業年度）の課税売上高が1億円以下等の事業者

(注2) インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで

『インボイス制度直前対策研修会テキスト』（TKC）を基に作成

④ 仕入インボイスの保存方法の検討

「紙のまま保存」「紙をスキャンして保存」「電子取引データを保存」の保存方法のうちどのように保存するかを決めます。

ポイント

- 取引先のデジタル化の状況によって変わってくる。
- 「デジタルインボイス」への対応を検討する。
- 会計事務所の支援を受けて法令に完全に準拠した方法をとる。



⑤ ソフトウェアへの対応状況の確認

インボイス制度に対応したソフトのテストを行い、実務がスムーズに行えるかを確認します。

ポイント

- 受け取ったインボイスからの仕訳計上の方法とタイミングを確定する。
- 経過措置等に対応した適正な会計処理を行う。



⑥ 社員への周知

自社のインボイス対応について、全社員に説明します。

ポイント

- 取引先から受け取った書類がインボイスか、インボイスならば記載要件が満たされているかを社員が確認できるように、社内研修等で周知します。



II 仕入インボイスを受け取ったら「すぐやる」3つのこと



取引先から請求書や領収書等の仕入インボイスを受け取ったら、その後社内では何をすればいいですか？



仕入インボイスを受け取ったら、すぐに「3つのこと」を行う習慣をつけましょう！

1. 取引先が適格請求書発行事業者であるか確認しましょう



国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」(令和5年6月1日現在)

国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」(左) から、登録番号を入力して取引先が適格請求書発行事業者である(免税事業者ではない)ことを確認しましょう^(※1)。免税事業者からの仕入の場合、仕入税額控除の適用は認められません^(※2)。登録事業者でない場合、類似インボイス(不正があった場合、発行側に罰則規定があります)にも注意しましょう。

(※1) TKCの自計化システムには、適格請求書発行事業者であることをチェックする機能がついており、確認作業の軽減とミスの防止を実現します。

(※2) 経過措置として、令和11年9月末までは一定の割合で求められた金額を控除額とすることが認められています。その場合、①免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と、②経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

2. 取引先から受け取った書類の種類・様式等を確認しましょう

請求書、納品書、領収書、レシート等の書類のうち、一定の記載事項が満たされていれば、その名称にかかわらず、インボイスに該当することとされています。取引先から受け取ることが多いと想定されるインボイスは次の2つです。

A: 一般的なインボイス

請求書・領収書等、1枚でインボイスの記載事項を満たすもの。現行の請求書等(区分記載請求書等)に、**登録番号・適用税率・税率ごとに区分した消費税額等**を追記。

B: 簡易インボイス(レシート類)

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー業等が発行することができる書類。いわゆる「レシート類」がこれに該当。**登録番号・税率ごとに区分した消費税額等または適用税率(両方の記載も可)**を記載。



加えて、インボイスは1つの書類のみで全ての記載要件を満たす必要はなく、①交付された複数の書類の相互関連性が明確であり、②インボイスの交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載するなど)——がとられていれば、その複数の書類の全体によりインボイスの記載事項を満たすこととされています。したがって、「請求書+納品書」のように、複数の書類でインボイスとする取引先も想定される、ということです。また、その記載手法についても法令等による定めはなく、手書きや印刷物、データであっても差し支えないこととされているため、インボイスの種類・様式・枚数は取引先ごとに異なることが想定されます。

複数書類で1つのインボイスとするケース (主に「請求書」+「納品書」や「契約書」+「通帳」など)

【請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

⑥ (株)〇〇御中 ××年11月1日

② 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
合計	109,200円 (消費税9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税3,200円)

④ 10%対象 66,000円 (消費税6,000円)

⑤ 8%対象 43,200円 (消費税3,200円)

① △△商事(株) 登録番号 T123456...

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0012 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 **納品書**
(株)〇〇御中 △△商事(株)

××年10月1日

品名	金額
鶏肉 ※	5,400円
さといも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

複数書類で1つのインボイスとした場合は、その全てを保存する必要があります!



- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 (T+13桁の数字)
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨も記載)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 (端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

国税庁「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」(令和4年9月版)を基に作成

3. 仕入インボイスを適切に保存しましょう

仕入税額控除を受ける要件の1つに、仕入インボイスの保存があります。保存方法は次の3つです。

(1) 紙のまま保存する

種類ごとに分類し、証憑書綴に貼り付けるなどして整理・保存を行います。証憑書番号(証第〇〇号)の記入を行い、仕訳との関連性を明確にしておきましょう。

(2) 紙の書類をスキャンして保存する

改正電子帳簿保存法により、取引相手と交わした紙の書類(証憑)を事前の届出なしに一定の要件のもとでスキャンして保存できるようになりました。インボイスについても同様の取扱いとされています。このとき、会計システムとスキャナ保存のシステムとが連携し、仕訳との紐づけができるシステムを選択することが重要です(※)。

(3) メール等で送られてきたPDF等(電子取引データ)を保存する

電子取引データ(PDF等で送られてくるインボイス等)は電子のまま保存する必要があります。令和5年12月末までは電子取引データの保存に代えて印刷して保存することが認められていますが、令和6年1月1日以降はその方法をとることはできません。

取引先の状況によって、1つの保存方法に統一することは実務上難しいといえます。ただし、いずれの方法も法令準拠の必要があるため、会計事務所に相談し、適切に保存できる体制を整えましょう(※)。

※TKCの自計化システムは、改正電子帳簿保存法による電子取引データの保存とスキャナ保存に対応しています。

Ⅲ こんなケースはどうすればいいの？



取引によっては、何をインボイスとして保存すればいいのかわからないこともあるのですが……。



そうですね。実際には、インボイスが交付されない取引もあります。個別ケースに応じた対応を確認しましょう。

1. 受け取ったインボイスの記載事項が間違っている場合でも絶対に自ら修正しない！

現行の請求書等（区分記載請求書等）では、軽減税率対象品目や、税率ごとに支払金額の記載がない場合、買手が追記して保存することが認められていました。しかし、インボイス制度がスタートすると、受け取ったインボイスに誤りがあったとき、買手自らで追記、修正を行うことは認められません。売手（適格請求書発行事業者）に、修正したインボイスを再発行してもらい、それを保存しましょう。



なお、買手はインボイスの交付を受けることに代えて、インボイスの記載事項を満たした仕入明細書等を自ら作成し、売手（適格請求書発行事業者）の確認を受けた上で保存することができます。誤りがあった場合は、買手自ら仕入明細書等を修正し、売手の確認を受けた上で保存することができます。

2. クレジットカード取引は利用店舗から交付されたレシート・領収書等を保存する！

もともとクレジットカード会社から一定期間ごとに発行される請求明細書等は、消費税法（第30条第9項）が規定する請求書等には該当しないので、インボイスとして認められないこととなります。この場合は、利用した店舗（適格請求書発行事業者）が発行する簡易インボイス（4頁参照）等の要件を満たす書類（レシート・領収書等）を保存しましょう。利用しているカード会社のWebサイトも参照してみましょう。



3. ETCにより高速道路を利用した場合は何をインボイスとして保存すればいいの？

各クレジットカード会社が発行する「ETCクレジットカード」等で高速道路のETCゲートを通じた場合は、高速道路会社（NEXCO東日本等）が運営するWeb上の「ETC利用照会サービス」から「利用証明書」（料金確定後）をダウンロードし電子簡易インボイスとして保存します。

4. インボイスの交付を受けることが困難な取引の場合の対応

売手（取引先）からインボイスを受け取ることが困難な以下の取引について、買手（自社）は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 3万円未満の公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の運賃
- ② 3万円未満の自動販売機での購入
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- ④ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等
- ⑤ 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ⑥ 古物営業、質屋、宅地建物取引を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物または建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ⑦ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源または再生部品を棚卸資産として購入する取引

【3万円未満の課税仕入れの特例は廃止】

現行では、「3万円未満の課税仕入れ」や「理由があり請求書等の交付を受けなかった」ときは、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める特例がありますが、この規定は廃止されることに留意しましょう。

ただし、事務負担の軽減措置として、基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間（※）における課税売上高が5千万円以下の事業者は制度開始から令和11年9月30日までの6年間、「税込1万円未満の課税仕入れ」は一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となります。

※個人事業者ではその年の前年1月1日から6月30日までの期間。法人では原則その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間。



国税庁「インボイス制度に関するQ&A目次一覧」
（令和5年6月1日現在）

5. コインパーキングの利用時に発行される

レシートは絶対に捨てない！

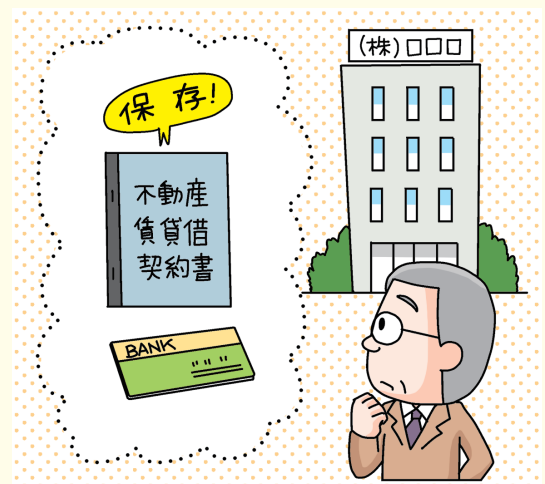
コインパーキングについては、上記4の対象にはなりません。仕入税額控除を受けるためには、コインパーキングで発行されるレシート（簡易インボイスに該当するもの）を必ず保存しておきましょう。



6. 会社のオフィスの賃料は口座振替での支払い。

領収書等の交付は受けていないけれど……？

このような場合、インボイスの記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された不動産賃貸借契約書とともに、通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）や、口座振込の場合は銀行が発行した振込金受取書等を保存しましょう。もちろん、貸主（適格請求書発行事業者）から一定期間の賃借料についてのインボイスの交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。



Ⅳ 制度開始までにやるべきこと

1 取引先と一緒に最終準備！

	対応中	終了予定日	済
①現在、取引先から受け取っている書類の種類・受取方法（紙or電子）を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
②取引先のインボイス制度対応状況をヒアリングし、適格請求書発行事業者となる取引先を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③取引先の適格請求書発行事業者登録番号を教えてください／国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④取引先と何をインボイスにするのか打ち合わせ、受取方法（紙or電子）を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤取引先から受け取るインボイスの様式（仕入明細書等を自社で作成している場合は、その様式と確認書類）を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
記載項目が不足している場合には是正を依頼する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>

2 取引先(免税事業者等*)への対応 *未登録の課税事業者を含む

	対応中	終了予定日	済
①免税事業者等である取引先の意向を最終確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
②免税事業者等からの仕入等の対応方法を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③免税事業者等との取引金額を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>

3 社内で最終確認！

	対応中	終了予定日	済
①インボイス制度に対応したソフトのテストを行う	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
②仕入インボイスからの仕訳計上の方法とタイミングを確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③自社の課税仕入取引の内容と書類のフロー、その支払方法を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤受け取ったインボイスの保存方法を決定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑥上記①～⑤を踏まえ、従業員へ研修等を行い、仕入インボイスの対応方法を周知する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>

付録資料(社員の皆様向けセルフチェックシート)を活用して、仕入インボイスの対応方法を社内で周知しましょう!